

平成29年度 政府に対する要望決議 (案)

一、東日本大震災で、下水道は壊滅的な被害を受けトイレが使用不能となった。南海トラフ巨大地震の発生が想定される中、国土強靱化対策の一環として避難場所には浄化槽の設置を義務付けられたい

(環境省：浄化槽委員会)

一、環境省は「保守点検の技術上の基準を踏まえつつその必要性和作業内容を詳細に説明すべきであり、定められた期間中に1回を超えて保守点検を行うにもかかわらず当該基準に照らし説明できないことは望ましくないと考えられる」と示していることから浄化槽管理者に対する説明責任の指導強化を図られたい

(環境省：浄化槽委員会)

一、浄化槽の維持管理は、経時的な管理や連携した維持管理が必要であると「廃掃法の解説」や「H18.5.17付中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会における議論について」で示されていることから、経時的かつ連携が図れる記録票の明示、電子化を用いた浄化槽維持管理情報の一元管理を図るよう指導されたい

(環境省：浄化槽委員会)

一、浄化槽送風機は停止後3日程で水質悪化することを踏まえ、公共用水域の水質保全の観点から、新設される浄化槽に対し、水質悪化がいち早く発見でき未然に防止できる送風機停止警報器の設置義務を省令化されたい

(国交省：浄化槽委員会)

一、持続可能な污水处理システム構築に向け、今後の污水处理施設整備は10年程度で概成を目指すとしてされていることから、浄化槽で速やかに整備されたい

(国交省、環境省、農水省：事業・下水道委員会)

一、最高裁判決・平成26年4月3日(伊万里市)にあるように、市町村は下水道整備による既存業者への影響を考慮し、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで一般廃棄物の適正処理の確保が必要であることから、合理化事業計画に基づく支援を強く指導されたい

(環境省：合理化適正委員会)

一、同一区域内で複数の業者に区域を定めず許可を与えると、責任が不明確になり、一般廃棄物の適正処理に支障をきたすため、廃掃法第7条第11項の規定を「一般廃棄物の収集を行う区域を定めることとし、その他、生活環境の保全上必要な条件を付することができる」とされたい

(環境省：合理化適正委員会)

一、最高裁判決・平成 26 年 1 月 28 日 (小浜市) で、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない」と明確になった事を踏まえ、市町村が不適切な新規許可・競争入札を行わないよう指導を徹底されたい

(環境省：循環資源委員会)

一、平成 27 年 5 月の下水道法改正の一部に下水道汚泥を燃料や堆肥として再生利用するよう努力義務が課せられたが、農地還元を前提としている農業集落排水処理施設から発生する余剰汚泥も同様に義務化されたい

(農水省、環境省：事業・下水道委員会)

一、下水道クイックプロジェクトにおいて一般化された工場製作型極小規模処理施設を整備するにあたり、ピルトイン型の汚泥脱水機と密閉型完熟発酵機を常設し、地域の資源循環処理施設とされたい

(国交省：事業・下水道委員会)